

最大10億円



産業立地戦略推進助成金

滋賀県の産業発展を牽引する分野の設備投資を支援します

対 象	次のいずれかの分野に該当する施設の新增設 ①蓄電池 ②電子部品・半導体 ③新モビリティ ④医薬品・医療機器 ⑤バイオ ⑥情報通信業 ⑦グリーン物流 ⑧観光(宿泊施設)
要 件	
投 資 額	30億円以上(土地および従業員のための福利厚生施設を除く、 新たな施設の整備、取得が必要)
地元常用雇用 者数(純増)	新設 10人以上 増設 3人以上
そ の 他	・以下の取組を実施すること ①CO ₂ 削減目標計画を有していること ②しがCO ₂ ネットゼロムーブメントへの賛同 ③しが生物多様性取組認証制度での3つ星の認証 ④「すまいる・あくしょん宣言」への登録、または「しがふぁみ」の 協定締結 ⑤社会政策の推進に資する11の取組のうち2つ以上 ・情報通信業、グリーン物流は他に個別要件あり
助 成 率	投下固定資産額の5% (研究開発拠点を備えた工場または研究開発拠点、 北部地域(長浜市、米原市、高島市) : 投下固定資産額の10%)
限 度 額	最大10億円 設備投資:9億円 従業員のための福利厚生施設:1億円 (社宅、カフェテリア、レストルーム、授乳室 等)
手 続 き	助成対象施設として、県知事から指定を受ける必要があります (指定対象期間:令和10年度末まで) 着工2か月前までに指定申請書を提出してください



問い合わせ先: 滋賀県 商工労働部 産業立地課

住 所 : 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話番号 : 077-528-3792 E-mail : fa01@pref.shiga.lg.jp

URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/fa01/33853.html>

